

防府市認知症カフェ運営事業実施要綱

平成28年7月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる場所（以下「認知症カフェ」という。）を提供することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が送れる環境を整備し、認知症の家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症についての正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人やその家族を支えるあたたかい地域づくりを目指すことを目的とする。

(事業内容)

第2条 市長は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 認知症カフェの設置
- (2) 認知症についての相談と適切な支援
- (3) 認知症についての正しい知識の普及、啓発
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、防府市とする。ただし、認知症カフェの運営は次に掲げる要件を満たし、市長が運営できると認めた団体に委託することができる。

- (1) 防府市内に所在する団体であること。
- (2) 認知症の相談・支援に応じることができる者として保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、作業療法士等専門職を1名以上配置できること。
- (3) 宗教活動や政治活動、営利活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 市税を滞納していない団体であること。
- (5) 団体に関わる全ての者が、防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 事業目的に賛同し、防府市が定める仕様書を遵守できること。
- (7) 適切な事業運営が確保されると認められること。

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、認知症の人、その家族、地域住民及び認知症に関わる専門職とする。

(実施場所)

第5条 事業は、適切な事業運営が確保できる施設において行うものとする。

(利用料金)

第6条 事業の利用に係る料金は、無料とする。ただし、食糧費その他の実費については利用者の負担とすることができる。

(委託料)

第7条 事業の委託料は、事業を実施するために必要な経費とし、その対象経費は、別表に定める経費とする。

(関係書類の整備等)

第8条 受託者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整備し、当該事業完了の日に属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(報告)

第9条 受託者は、市長の指示に従い、事業の実施状況について必要な事項を報告するものとする。

2 事業の利用者に事故があった時は、速やかに市長に報告をしなければならない。

(守秘義務)

第10条 事業の実施にあたっては、利用者のプライバシーの保護に万全を期すものとし、業務上知り得た秘密をみだりに他人に漏らしてはならない。事業を終了した後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第11条 事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を踏まえ、支援に必要な範囲の関係者に対する情報の提供について、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(賠償の免責)

第12条 事業の運営に関して生じた事故による損害については、特別な理由

がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表 (対象となる経費の内訳)

経費名	内容
人件費	業務に直接関与する者の作業時間に支払われる経費
謝金	研修会の講師への謝金等
需用費	事務用品等の物品購入費、消耗品、印刷製本費
役務費	切手、はがき代、広告料
使用料及び賃借料	カフェ設置のための賃借料、会場使用料

※上記に該当しない費用について、事業者は防府市と事前に協議するものとする。(備品購入費は含まない。)